

■議案第49号 四万十町特別会計条例の一部を改正する条例について

【要旨】

令和2年4月1日から本町が運営する四万十町立特別養護老人ホーム窪川荘と四万十町立特別養護老人ホーム四万十荘については、介護サービス事業を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条の規定に基づき、特別会計を設置するものです。

また、時期を同じくして、公営企業会計を適用することとなる簡易水道事業について、水道事業に統合し事業を運営するため、四万十町簡易水道事業特別会計の規定を削除するものです。

【改正内容】

第1条に規定する特別会計に「四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計 介護サービス事業」及び「四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計 介護サービス事業」を加え、同特別会計から「四万十町簡易水道事業特別会計 簡易水道事業」を削除します。

【施行期日】

令和2年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令等】

地方自治法（抜粋）

（会計の区分）

第209条 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。